

財 産 目 録
平成 31年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	(自然拠点区分)	-		-	-	80,108
普通預金	(法人本部拠点区分)	-	京葉銀行小見川支店	-	-	604,862
	(自然拠点区分)	-	銚子信金山田支店	-	-	43,980,237
定期預金		-		-	-	27,848
			小計			44,693,055
事業未収金	(法人本部拠点区分)	-	H30年度借入金利子補給金	-	-	52,185
	(自然拠点区分)	-	2,3月介護報酬等	-	-	12,084,160
	(自然拠点区分)	-	3月分利用者負担金	-	-	226,300
			小計			12,362,645
前払金	(自然拠点区分)	-	H31年度 嘱託医契約料	-	-	50,000
			流動資産合計			57,105,700
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物(基本財産)	(自然拠点区分)	H18年度	第2種社会福祉事業である生活介護事業所	86,321,842	31,101,812	55,220,030
定期預金	(自然拠点区分)	-	銚子信金山田支店	0	0	3,003,750
			基本財産合計			58,223,780
(2) その他の固定資産						
建物	(自然拠点区分)	H21年度	園芸作業棟	12,705,000	4,846,958	7,858,042
	(自然拠点区分)	H24年度	作業棟及び店舗	14,453,985	4,396,425	10,057,560
構築物	(自然拠点区分)	-	庭園他	11,419,467	3,305,634	8,113,833
車両運搬具	(自然拠点区分)	-	トヨタレジアスエース4675	3,135,080	3,135,079	1
	(自然拠点区分)	-	トヨタハイエース3717	2,813,100	2,813,099	1
	(自然拠点区分)	-	トヨタウイッシュ2950	2,000,000	1,377,000	623,000
	(自然拠点区分)	-	日産アトラス4813	2,064,620	1,281,785	782,835
	(自然拠点区分)	-	日産キャラバン2532	2,751,940	995,744	1,756,196
	(自然拠点区分)	-	クボタトラクター	1,950,000	1,170,000	780,000
	(自然拠点区分)	-	三菱トラクター	1,565,136	495,628	1,069,508
器具及び備品		-	厨房冷蔵庫・事務室PC他	13,264,790	12,198,323	1,066,467
権利	(自然拠点区分)	-	給水加入権	210,000	173,250	36,750
退職給付引当資産	共助会	-		0	0	4,229,250
人件費積立資産		-	銚子信金山田支店	0	0	61,000,000
修繕費積立資産		-	銚子信金山田支店	0	0	6,000,000
その他の固定資産		-		0	0	50,000
			その他の固定資産合計			103,423,443
			固定資産合計			161,647,223
			資産合計			218,752,923
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	(自然拠点区分)	-	給食材料支払他	-	-	2,112,484
1年以内返済予定設備資金借入金	(独) 福祉医療機構	-		-	-	1,420,000
1年以内支払予定長期未払金		-		-	-	566,400
職員預り金		-		-	-	
健康保険料		-		-	-	258,070
介護保険料		-		-	-	24,090
厚生年金保険料		-		-	-	479,460
共助会		-		-	-	54,135
			小計			815,755
			流動負債合計			4,914,639
2 固定負債						
設備資金借入金	(独) 福祉医療機構	-		-	-	2,840,000
退職給付引当金		-		-	-	4,229,250
			小計			4,229,250
長期未払金		-	空調設備割賦弁済分	-	-	4,942,000
			固定負債合計			12,011,250
			負債合計			16,925,889
			差引純資産			201,827,034

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輦運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輦番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。